

甲 下 審 第 号
令和3年(2021年)8月27日

甲賀市長 岩永裕貴 様

甲賀市下水道審議会
会長の 場 計 利

下水道使用料の改定について (答申)

令和3年2月10日付け甲水総第226号で諮問を受けた上記について、次のとおり答申します。

記

1. 答申の考え方

1) 甲賀市下水道事業の現状と使用料改定の必要性

平成16年10月の合併以降、合併協議会で決定された使用料体系を採用され、以後一度も下水道使用料の改定はなされていません。また、利用者負担の公平化・均一化を図るため、平成23年から公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を同一の算定方法とした料金体系となっています。

平成28年4月から地方公営企業法を適用し、経営戦略に基づき財政健全化に取り組まれています。汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。

独立採算性を基本とした地方公営企業においては受益者負担が原則であります。甲賀市下水道事業は、一般会計からの繰入金の割合が県内市町の中では比較的高くなっています。

一方で、処理区域内人口1万人あたりの管渠延長は県内市町で2番目の長さ(平成30年度決算)、処理場数は4番目の多さ(同)となっていることも相まって、これらの施設にかかる維持管理経費が収益的費用の大部分を占めています。更に、施設の老朽化によって経費の増大が見込まれることから、この経費を縮減するため、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続による施設の統廃合や計画的な老朽管の更新が進められています。

また、滋賀県汚水処理施設整備構想に基づき、令和7年度を目標に整備が進められている信楽地域や世帯の分化等に伴う水口地域、甲南地域での接続件数の微増が見込まれるものの、人口減少や生活形態の変化などにより、使用料収入は微減傾向が続くと予測され、令和3年度以降は収益的収支の赤字が見込まれます。

については、能率的な経営の下における適正な原価を基本として、地方公営企業の健全な運営を確保するためには公正妥当な使用料とする増額改定はやむを得ないと判断しました。

2) 使用料改定の考え方

具体的な下水道使用料設定の考え方は、次のとおりとしました。

- ① 中期財政収支で見込まれる赤字を抑制し、安定的かつ持続的な経営ができる水準として、令和12年度までの間で約15億円（改定幅約15%）を確保する。
- ② 市民生活への影響を考慮し、2段階での改定とする。
- ③ 人口減少等による使用料収入の微減傾向が予想される中、安定経営のためには基本使用料で固定的経費を賄うことが望ましい。
しかし、下水道事業は固定的経費が収益的支出の大部分を占めることから、基本使用料は固定的経費の概ね30%とする。
- ④ 環境や下水道施設に対する負荷を考慮し、排水量の増加に応じて単価が高くなる逓増型の従量使用料を継続する。
- ⑤ 一般家庭が最も多い区分への影響をできるだけ抑える。
- ⑥ 事業所も規模に応じて適正な使用料区分に再編成する。
- ⑦ 特定の区分だけが極端な上げ幅とならないように配慮する。
- ⑧ 公衆浴場排水の使用料は、公衆衛生の向上に寄与していることを考慮し、据え置きとする。

2. 改定後の水準と体系

下水道使用料については、現行より約15%の改定率、第1段階で約7%、第2段階で約8%の上げ幅とし、下表の水準及び体系とすることが適正と判断されます。

[表] 使用料体系案（2か月 消費税抜き）

使用料 区分	現行		改定後		
	汚水量区分	単価	汚水量区分	単価	
				第1段階	第2段階
基本 使用料	0 ～ 20 m ³	2,476 円	0 ～ 20 m ³	2,800 円	3,000 円
超過 使用料	21 ～ 40 m ³	133 円	21 ～ 60 m ³	140 円	150 円
	41 ～ 60 m ³	143 円			
	61 ～ 100 m ³	152 円	61 ～ 100 m ³	150 円	170 円
	101 ～ 200 m ³	162 円	101 ～ 200 m ³	160 円	180 円
	201 ～ 1500 m ³	171 円	201 ～ 1000 m ³	180 円	190 円
			1001 ～ 1500 m ³	190 円	210 円
1501 m ³ ～	200 円	1501 m ³ ～	220 円	230 円	
公衆浴 場排水	0 ～ 600 m ³	19,048 円	0 ～ 600 m ³	19,048 円	19,048 円
	601 m ³ ～	71 円	601 m ³ ～	71 円	71 円

本改定により、本年度以降継続すると見込まれる当期純損失が令和9年度には当期純利益に転じ、健全経営に必要な繰越利益剰余金を確保できることとなります。

ただし、社会情勢の変化が激しい現代において、10年間の収支見込には不確定要素も多いことから、第2段階については、令和6年度以降の審議会において、その時点での社会経済情勢や下水道事業の収支状況等を再検証の上、改定の必要性、

水準と体系、実施時期等を判断します。

3. 改定の実施時期

使用料改定の実施時期については、将来の利用者への負担を軽減するため、できるだけ早期に実施することが望ましいが、市民・事業者等への十分な周知期間の確保も必要であることから、第1段階は令和4年9月徴収分（令和4年6月、7月使用分）からとすることが妥当と判断します。また、第2段階は令和8年度を目途とします。

4. 付帯意見

独立採算制を原則とする下水道事業において、現状の収支見込みから使用料改定はやむを得ないものの、社会経済状況の厳しい中、使用料改定のみならず、維持管理経費の削減や未収金対策など、更なる経営改善の取り組みが必要です。

また、社会経済情勢や経営収支状況を適時的確に捉え、適正な使用料とするため、概ね4年毎に評価・見直しをすることが望まれます。

5. 甲賀市下水道審議会経過

	開催日	審議内容等
令和2年度 第2回	令和3年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道使用料の改定について」諮問 ・現状、改定の考え方とスケジュール(案)について
令和3年度 第1回	令和3年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料設定の考え方と使用料の改定について
令和3年度 第2回	令和3年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定の是非と時期について ・下水道使用料体系(案)について
令和3年度 第3回	令和3年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料体系(案)について ・下水道使用料改定の時期について ・答申(案)について
令和3年度 第4回	令和3年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料改定後の収支計画について ・答申(案)について
令和3年度 第5回	令和3年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について

6. 甲賀市下水道審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	的 場 計 利	受益者代表
副会長	森 村 秀 紀	受益者代表
委 員	福 井 誠	受益者代表
委 員	大 林 鉄 男	受益者代表
委 員	曾 和 康 雄	受益者代表
委 員	金 森 絵 里	学識経験者 立命館大学教授
委 員	福 田 佳 子	受益者代表
委 員	鵜 飼 章 尾	受益者代表
委 員	寺 井 純 子	受益者代表 甲賀市商工会
委 員	脇 阪 昇	受益者代表 信楽陶器卸商業協同組合
委 員	瀬 古 良 夫	受益者代表 大原薬品工業株式会社
委 員	為 井 章 宏	受益者代表 株式会社エコパレット滋賀
委 員	吉 田 要	受益者代表 コニシ株式会社 滋賀工場
委 員	望 月 三樹子	受益者代表 水口センチュリーホテル株式会社
委 員	崎 山 明 生	受益者代表 一般社団法人 水口病院

別表（第3条関係）

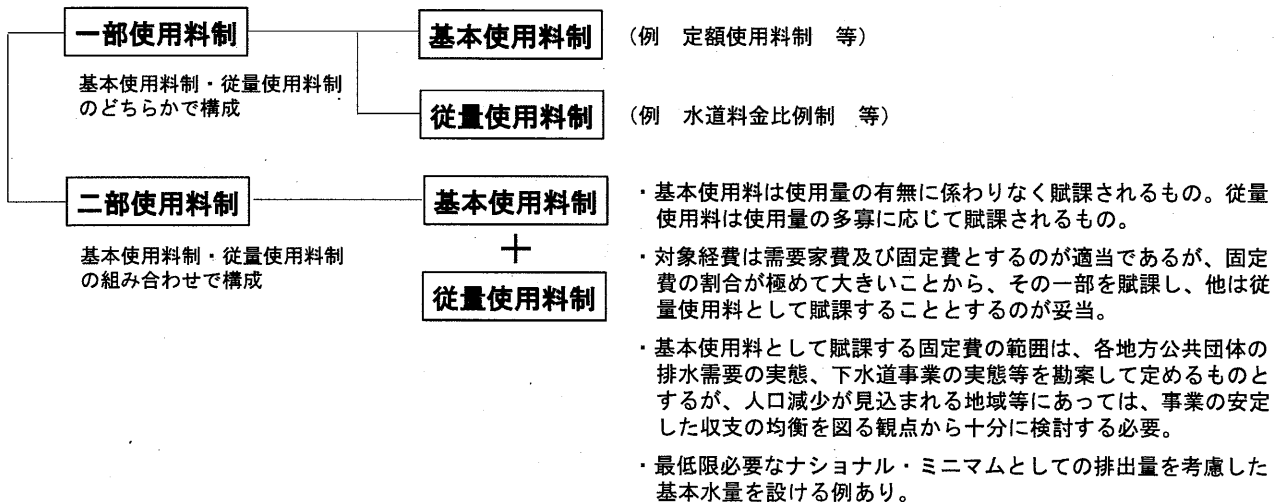
区分	使用料（1使用月につき）		
	汚水量	料金	
一般排水	20立方メートルまで	基本額2,476円	汚水量に応じた料金の額は、左記の当該区分を順次適用して計算する。
	21立方メートル以上40立方メートルまで	1立方メートルにつき133円	
	41立方メートル以上60立方メートルまで	1立方メートルにつき143円	
	61立方メートル以上100立方メートルまで	1立方メートルにつき152円	
	101立方メートル以上200立方メートルまで	1立方メートルにつき162円	
	201立方メートル以上	1立方メートルにつき171円	
	特定排水	1,501立方メートル以上	
公衆浴場排水	600立方メートルまで	基本額19,048円	
	601立方メートル以上	1立方メートルにつき71円	

備考

- 「一般排水」とは、下水道に排除される汚水のうち、一般家庭からの汚水並びに工場、事務所等からの汚水で「特定排水」以外のものをいう。
- 「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その汚水量が1使用月1,501立方メートル以上の部分（公衆浴場から排除される汚水を除く。）をいう。
- 「公衆浴場排水」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場から、公共下水道に排除される汚水をいう。

下水道使用料の算定

(6) 使用料体系の種類①



※他に以下との組み合わせもある

累進使用料制

・大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系

水質使用料制

・排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の排水を排出する使用者に賦課するもので、従量使用料に上乗せして徴収するもの

用途別使用料制

(例 公衆浴場用、公設プール用、工業用 等)

(7) 使用料体系の種類②

定額使用料制

1世帯当たり又は1人当たりの下水道使用に伴う単価を設定し、その数に応じて下水道使用料を徴収する制度
 (長所)排水の形態が似かよった地域では合理的な制度、使用料の算定が極めて簡単
 (短所)使用者間の使用水量に格差がある場合、負担の公平が保てない

水道料金比例制

水道料金の一定割合を下水道使用料として徴収する制度
 (長所)水道料金の一定割合であることから使用料の算定が簡単、水道事業と下水道事業経営の一体性の確保
 (短所)水道料金が基準となることから、水道料金以上に下水道使用料を引き上げることが困難

累進使用料制

汚水排出量が大量になるほど1m³当たりの使用料単価を高く算定する制度
 (長所)大口需要家の需要変動リスクに対応してコストを調整・配賦する合理性
 (短所)大口需要家の汚水排出量が鈍化すると水量の減少以上に使用料収入が減少

水質使用料制

使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度
 (長所)高濃度の汚水排出者の水質改善努力へのインセンティブ、発生汚泥量の削減
 (短所)水質の認定を的確に行う必要があり、事務量が増加し、多くの労力と経費が必要

用途別使用料制

使用者の使用目的等により使用料を区分する方法で、その区分に応じて同じ汚水排出量であっても、使用料が異なる制度
 例)公衆浴場汚水は、公衆衛生の向上に寄与していること、物価統制令に基づき公衆浴場使用料が低廉に抑えられていることから、下水道使用料を低く抑える政策的配慮が加えられている。